

土木建築部 における随意契約の実績(令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|---------------------------------|-----------|------------|------------------------|-----------------------|-------------------|--|--------|
| 1 | 北部土木事務所 | 北部地区港湾事業技術審査等 支援業務委託(R2) | 令和2年5月7日 | 1,628,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-1 3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、総合評価方式一般競争入札(以下、「総合評価」)において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書(以下、「申請書」)の審査を行う業務である。 技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。 契約者は競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であるため。 | 特命随意契約 |
| 2 | 北部土木事務所 | 北部管内フラワークリエイション 業務委託(R2-4) | 令和2年5月20日 | 6,424,809 | 社会福祉法人 豊饒会 | 沖縄県本部町字渡久地493 -1 | 第167条の2 第1項第3号 | 本業務は、沖縄らしい風景まじりの観点から、花木等を設置し、重点管理を行うことで観光地沖縄県をアピールするものである。 障害者支援施設である当該法人より、本業務に対する参加要請があつたことから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 3 | 北部土木事務所 | 北部管内道路及び河川ボラン ティア支援業務委託(R2) | 令和2年5月25日 | 10,769,000 | 公益社団法人 沖縄県緑化推進 委員会 | 沖縄県南風原町字新川135 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を実施するものである。 当該法人は、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できることから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 4 | 北部土木事務所 | 北部地区海岸砂防事業技術審査等 支援業務委託(R2) | 令和2年6月2日 | 1,507,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-1 3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、総合評価方式一般競争入札の競争参加資格確認申請書の審査を行う業務であり、総合評価の評価基準に則り合理的かつ公平・公正な技術審査を実施する必要があるため、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関である(公財)沖縄県建設技術センターを契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 5 | 北部土木事務所 | 北部管内技術審査等支援業務 委託(R2-1) | 令和2年6月18日 | 1,166,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-1 3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施する総合評価方式一般競争入札における競争参加資格確認申請書の審査を合理的かつ公平・公正な技術審査を実施するものである。 当該法人は、民間業者との利害関係がなく、公平・公正な技術審査ができる唯一の機関であり、他に変わるものはいないことから、随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 6 | 中部土木事務所 | 倉敷ダム電気通信施設現場技 術業務委託(R2-1) | 令和2年4月6日 | 1,496,000 | (株)要建設コンサルタント | 沖縄県国頭郡金武町字金武 217番地 | 第167条の2 第1項第6号 | 本業務は、平成31年度から令和2年度へ繰り越した倉敷ダム電気通信施設改良工事(R1-5)(R1-6)の現場技術業務である。 当該工事は、電気盤の県内注文が殺到し、納期に時間がかかることから4月末まで工期延長となった。これに係る現場技術業務も工期増に伴い繰越す予定だが予算の都合上出来ず新年度分はやむを得ず随意契約での対応となった。工事内容が高度技術を要することから、現場を熟知し、即対応が可能な株式会社要建設コンサルタント(H31年度受注業者)を選定した。 | 特命随意契約 |
| 7 | 中部土木事務所 | 中部管内特殊車両通行許可申 請等審査支援業務委託(R2) | 令和2年4月14日 | 3,157,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-1 3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、中部土木管内の道路の保全を図るため、道路法に基づく特殊車両通行許可申請等における技術支援や書類審査を行うものである。 特殊車両通行の申請にあつては、貨物輸送の他、建設車両系が多く申請されることから、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要があるため、競争入札に適さない。 沖縄県建設技術センターは、社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行えるため、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 8 | 中部土木事務所 | 幸地インター線総合的技術支援 業務委託(R2-1) | 令和2年4月28日 | 17,721,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-1 3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、幸地インター線における総合的技術支援業務であり、対象とする工事が大規模で、高度な技術的判断を必要とし、また迅速な対応が要求されるものである。また、業務の各段階において公平・公正で適切な判断が求められることから、工事発注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関であるため、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 9 | 中部土木事務所 | 中部管内道路及び河川ボラン ティア支援業務委託(R2) | 令和2年5月1日 | 21,386,200 | 公益社団法人 沖縄県緑化推進 委員会 | 沖縄県南風原町字新川135番 地 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。 このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではなく、左記の業者を契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 10 | 中部土木事務所 | 宜野湾北中城線工事調整会議 業務委託(R2-2) | 令和2年5月7日 | 2,684,000 | (株)道路建設コンサルタント | 沖縄県浦添市安波茶1-27 -9 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、宜野湾北中城線のトンネル区間に係る設計者、施工者及び発注者で構成する工事調整会議を実施し、設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間における各種情報の共有を図ることを目的とする。 「工事調整会議」実施要領、当該工事の詳細設計を実施した株式会社道路建設コンサルタントと業務契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 11 | 中部土木事務所 | 道路事業技術審査支援業務委 託(R2-1) | 令和2年5月19日 | 2,585,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術 センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-1 3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、総合評価方式一般競争入札において施工計画等の技術提案を含む競争参加資格確認申請書の審査を行う業務である。 業務内容は、工事発注資料作成及び工事入札参加資格者から提出される資料の分析・整理及びヒアリング記録作成等であり、発注工事機密情報に接することから、工事発注者等と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり競争入札に適さない。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した唯一の機関であるため、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 12 | 中部土木事務所 | 浦添西原線(港川道路)第4ゲ ート整備工事(R2-1) | 令和2年5月22日 | 23,870,000 | (株)屋部土建 | 沖縄県名護市港2-6-5 | 第167条の2 第1項第6号 | 本工事は、浦添西原線(港川道路)第4ゲート整備工事(H30-4)で、古墓等の文化財が出土したことからやむを得ず打ち切った暫定ゲート整備を行うものである。 ゲート部分を除いた他の施設(バス事務所、検査場上屋等)は既に完成しているが、米側へ引き渡す条件にゲート部分が使用可能になることも含まれており、本工事で第4ゲートを暫定整備することで、全ての施設を米側へ引き渡すことができる。 中止前に工事を請け負っていた左記の業者は、設計、施工方法及び関係機関との連絡調整に精通しており、これ以外の者では事務手続き等に時間がかかり、かえって不利になることから、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |

土木建築部 における随意契約の実績(令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|-----------------------------|-----------|---------------------|----------------------|----------------|-------------------|--|--------|
| 13 | 中部土木事務所 | 幸地インター線技術審査支援業務委託(R2-1) | 令和2年5月26日 | 1,364,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、総合評価落札方式による幸地インター線に係る道路工事の発注関係事務(技術審査)である。本業務の内容は、工事入札参加者から提出される技術資料の分析・整理であり、発注工事情報に接することになるため、建設コンサルタント等を対象とした競争入札には適さない。 (公財)沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されている。また、十分な知識・経験を有する職員が配置され、法令遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることから、発注関係事務を公正に行う条件を備えており、競争参加者の技術情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であるため、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 14 | 中部土木事務所 | 宜野湾北中城線工事調整会議業務委託(R2-3) | 令和2年5月29日 | 6,820,000 | (株)大富建設コンサルタント | 沖縄県浦添市城間4-14-6 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務は、宜野湾北中城線の道路改良工事に係る設計者、施工者及び発注者で構成する工事調整会議を実施し、設計思想を設計者から施工者に正確に伝達するとともに、三者間における各種情報の共有を図ることを目的とする。 また、現在施工中の「宜野湾北中城線道路改良工事(R1-1)」において、早期の事業進捗を図るべく、交差点改良工事の追加施工を検討するため、施工ステップの検討が求められている。また、今後発注予定の工事において生じる検討事項について本業務を迅速かつ適確に履行できるものは、当該工事に精通した左記の業者に限られるため、株式会社大富建設コンサルタントと業務契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 15 | 中部土木事務所 | 令和2年度 車両燃料等売買単価契約 | 令和2年4月1日 | 5,315,655 (単価契約) | (株)りゅうせきライフサポート | 沖縄県浦添市西洲2-2-3 | 第167条の2 第1項第8号 | 地方自治法施行令第167条第1項に基づき指名競争入札に付したが、入札者がいなかったため、改めて二者から見積書を徴し見積額の低い左記の業者を契約の相手方とした。 | |
| 16 | 南部土木事務所 | 国場川応急対策工事(R2-1) | 令和2年6月16日 | 41,800,000 | ムトウ建設(株) | 沖縄県那覇市安謝1-23-1 | 第167条の2 第1項第5号 | 本工事は、国場川の前田橋上流の応急対策工事である。 令和元年5月にも本箇所は被災し手当てしているが、令和2年5月6日の豪雨(104mm/日、49mm/h)により、上流の河川法面が被災し、近接する民家のブロック塀の基礎が露出したため、当該箇所において暫定的な対策を実施している。 今後の大雨や台風等により再度近接する民家へ影響を与えることが想定されることから、緊急に対策工事を行う必要がある。 昨年度国場川または安里川の河川工事を良好に完成させた本業者は河川工事に精通しており、迅速かつ安全に工事に対応できることから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 17 | 南部土木事務所 | R2道路事業技術審査支援業務委託(その1) | 令和2年4月7日 | 2,354,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2 第1項第2号 | 技術提案を含む申請書の審査にあつては、総合評価の評価基準に則り、合理的かつ公平・公正な技術審査を実施し、競争参加者が同じ条件の下で評価される必要がある。特に、申請書における優良な技術提案は、総合評価の技術評価点で加算対象となる重要な事項であり、工事受注に大きく寄与するものになるが、その反面、各競争参加者独自の技術情報(知的財産)として適切に管理しなければならず、提案内容の漏洩は企業の損害につながる。 このため、工事受注者等との利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に不適当。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により成立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関である。 同センターは競争参加者の情報を適切に管理し、公正・中立な立場で総合評価の技術審査を行える唯一の機関であり、現状では他に代わる者はいないことから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 18 | 南部土木事務所 | 金城ダム環境管理業務委託(R2) | 令和2年4月3日 | 2,970,000 | 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター | 沖縄県那覇市銘苅2-3-1 | 第167条の2 第1項第3号 | 本業務は、金城ダムの敷地内における草刈りや貯水池周辺のゴミの除去、バイパス水路の土砂の除去等を行い、ダム施設(遊歩道や緑地帯等)の利用のための環境の保全を図ることを目的とした簡易的な業務である。 このようことから、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条に基づき、定年退職者その他の高齢退職者の職業生活の充実等に資するため、軽易な業務に係る就業機会の確保を図るべく、県指定の那覇市シルバー人材センターと随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 19 | 南部土木事務所 | R2南部東道路総合的技術支援業務委託(その1) | 令和2年4月1日 | 10,164,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2 第1項第2号 | 総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事受注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。 このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要がある競争入札に不適当。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。 実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 20 | 南部土木事務所 | 南部管内街路事業維持管理業務委託(R2) | 令和2年4月10日 | 3,762,000 | 公益社団法人 那覇市シルバー人材センター | 沖縄県那覇市銘苅2-3-1 | 第167条の2 第1項第3号 | 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条では、地方公共団体は高齢者の就業の確保のために必要な措置を講ずることを求めており、那覇市シルバー人材センターと契約することにより、高齢者と雇用の機会を増やすことができる。 また、同団体は平成30年度に受注した「南部管内街路事業維持管理業務委託(H30)」の実績が良好であることから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 21 | 南部土木事務所 | 南部管内特殊車両通行許可申請等審査支援業務委託(R2) | 令和2年4月14日 | 3,146,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2 第1項第2号 | 特殊車両通行許可申請の審査にあつては、車両の特殊性や積載する貨物の特殊性等について総合的に判断し、合理的かつ公平・公正な審査を実施する必要がある。 特殊車両通行の申請にあつては、貨物輸送の他、建設車両が多く申請されることから、工事受注者等と利害関係がない独立した機関において審査を実施する必要がある競争入札に不適当。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、民間事業者との利害関係が無い独立した機関であり、公正・中立な立場で審査を行える唯一の機関である。 また、同センターは県管理道路等の台帳を一元的に管理するための「公共施設情報管理システム」を構築し運用しており、審査に必要な道路台帳等が保管されていることから円滑な業務実施が可能である。 このことから、同センターと随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 22 | 南部土木事務所 | 県道153号線外1線埋蔵文化財調査業務委託(R2) | 令和2年4月19日 | 10,398,300 | 那覇市 | 沖縄県那覇市泉崎1-1-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 平成24年3月22日付けで那覇市と締結した「県道153号線外1線街路改良工事に係る埋蔵文化財に関する協定書」において、発掘調査及び資料整理是那覇市へ依頼することとなっているため、那覇市と随意契約を行った。 | 特命随意契約 |

土木建築部 における随意契約の実績 (令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|----------------------------|-----------|------------|--------------------|--------------------|------------------|---|--------|
| 23 | 南部土木事務所 | 南部管内フラワークリエイション業務委託(R2-1) | 令和2年5月7日 | 12,020,000 | 一般財団法人 沖縄セルブセンター | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2第1項第3号 | 本業務は道路交通の影響の少ない場所であること及び業務内容が草花植栽・管理・除草等の軽作業であり、障害者に可能な作業であることから、障害者の社会参加及び雇用の促進を図るため、社会福祉施設への委託とした。 「一般財団法人 沖縄セルブセンター」は、子障第1880号平成31年3月1日付け沖縄県知事より「障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書」を受けた財団で障害者総合支援法に基づき共同受注窓口となっていることから随意契約相手とした。 | 特命随意契約 |
| 24 | 南部土木事務所 | 安里川工事調整会議業務委託(R2) | 令和2年5月14日 | 1,210,000 | (株)大富建設コンサルタント | 沖縄県浦添市城間4-14-6 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、安里川河川改修工事(R1-1)に関する工事について、設計者、施工者、発注者で構成する工事調整会議を開催し、設計図書と現場の整合性確認及び設計思想の伝達等を行い、各種情報の共有を図ることを目的とする。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、平成27年10月19日付 土技第898号「工事調整会議」実施要領の一部改正について(通知)に基づき、契約相手を河川護岸設計業務委託において、当該工事範囲を設計し、現場状況及び設計図書の精進している本業者と契約した。 | 特命随意契約 |
| 25 | 南部土木事務所 | 那覇大橋総合的技術支援業務委託(R2-3) | 令和2年5月29日 | 16,621,000 | 公益財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1-7-13 | 第167条の2第1項第2号 | 総合的技術支援業務委託は、その性質上、関係法令・制度・基準等に精通し、専門知識や豊富な経験が必要である。また、工事受注者が不当に利益を得ることや逆に不利益を被ることがないよう、工事発注者の立場として厳正に業務を実施する必要がある。 このため、業務の各段階において公平・公正で適正な判断が求められることから、工事受注者と利害関係がない独立した機関において業務を実施する必要があり、競争入札に適さない。 沖縄県建設技術センターは社会資本整備等への支援により県民福祉の増進に寄与することを目的として、県市町村の出捐により設立されており、技術面のみならず、業務の性質上必要となる関連法令・制度の遵守、手続き等を適切に実施する能力と実績を有しており、民間事業者との利害関係がない独立した唯一の機関である。 実績・公平性・中立性の観点から本業務の実施において同センターに代わる者はいないことから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 26 | 南部土木事務所 | 報得川応急対策測量設計業務委託(R2-1) | 令和2年5月22日 | 1,595,000 | (株)沖縄設計センター | 沖縄県那覇市首里末吉町3-57-6 | 第167条の2第1項第5号 | 本業務は、報得川の応急対策工事のための業務である。 令和2年5月2日、6日の大雨により報得川河道が大きく洗掘され矢張り護岸の根入れ長が設計より浅くなり危険状態である。よって早急に護岸を保護する必要があるため、現場の測量設計を行い応急工事に対応を図りたい。 本業者は、同地内において設計業務の実績(報得川調査測量設計業務委託(H31-1))があり、現場状況を把握し対応も早いことから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 27 | 南部土木事務所 | 南部管内道路及び河川ボランティア支援業務委託(R2) | 令和2年5月25日 | 22,748,000 | 公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会 | 沖縄県島尻郡南風原町字新川135 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。本業務に関しては、平成26年度の環境県土部門戦略会議の戦略テーマとして『持続可能な緑化の推進』を定めたことに起因し、従来継続で行っていたボランティアの支援等に関し、部局横断的なボランティアの支援組織を設け、支援の充実や普及啓発の強化に取り組みものである。なお、ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を踏まえ、ボランティア団体の募集、消耗品等の提供やゴミの回収による支援、緑の募金活動、企業・市町村・観光協会・県庁内の関係部局と連携など、緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な業務内容となっている。よって、本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須である。このことから、行政的な性質を有する本業務の性質上、指名競争入札に付すことは適当ではないことから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 28 | 南部土木事務所 | 北大東村道路管理業務委託(R2) | 令和2年6月10日 | 2,706,000 | 北大東村 | 沖縄県島尻郡北大東村字中野 218 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、北大東村管内における県道の清掃及び除草・剪定を行い道路を維持管理するものである。 北大東村内の県道は、実延長L=2,219mである。県道沿いはほとんど耕作地であり、路肩等の雑草は直接耕作地へ悪影響を与える状況であることから、常に管理する必要がある。 北大東村は過疎地域であり、公共事業においても建設労務を他市町村より導入するほど極端な労務不足である。そのような状況においても、北大東村は村道その他管理施設について特定の人員を確保しその人員で管理を行っている。 北大東村は交通の便が悪く、管理上のトラブルに対し同じ行政側として適切な判断、指導、対応等を速やかに行うことができる。 以上のことから北大東村と随意契約した。 | 特命随意契約 |
| 29 | 南部土木事務所 | 国場川応急対策設計業務委託(R2-1) | 令和2年5月29日 | 2,640,000 | 琉球建設コンサルタント(株) | 沖縄県 浦添市伊祖1-32-8 | 第167条の2第1項第5号 | 本業務は、国場川の前田橋上流の応急対策業務委託である。 令和2年5月6日の豪雨(104mm、49mm/h)により国場川の前田橋上流の河川法面が被災し、近接する民家のブロック塀の基礎が露出しており、早急な対策が必要である。 当該箇所が今後の降雨により再度被災し近接する民家が影響を受けることが想定され、緊急にその対策の設計を行う必要があることから、当該箇所の河川改修工事の実施設計を実施した本業者と随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 30 | 南部土木事務所 | 安謝川応急対策業務委託(R2-1) | 令和2年6月3日 | 3,938,000 | (有)山一開発 | 沖縄県那覇市紫多川2-1-50 | 第167条の2第1項第5号 | 本業務は、安謝川河川改修工事(H30-5)で施工完了している箇所の基礎部分について、5/2(土)、5/6(水)の豪雨により洗掘が大きく進み、現在危険な状況のため、早急な対策が必要となっている。 以上のことについて、本業務の目的を速やかに、かつ十分に履行できる者は当該事に係る設計者に限られていることから本業者と随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 31 | 南部土木事務所 | 国場川応急対策工事(R2-1)に伴う磁気探査業務委託 | 令和2年6月10日 | 3,080,000 | (有)沖縄ビイック | 沖縄県那覇市銘苅211-1 | 第167条の2第1項第5号 | 本業務は、国場川の前田橋上流の応急対策工事に伴う磁気探査業務委託である。 令和2年5月6日の豪雨(104mm/日、49mm/h)により国場川の前田橋上流の河川法面が被災し、近接する民家のブロック塀の基礎が露出したため、当該箇所において暫定的な対策を実施したが今後の降雨により再度被災し近接する民家へ影響を与えることが想定され、今後の大雨や台風等に備え緊急に対策工事を行う必要がある。 本業務は応急対策工事に伴う磁気探査業務であり、応急対策工事に先行し実施する必要がある。 現在国場川で磁気探査業務を実施している本業者は、国場川の状況を把握しており、迅速かつ安全に対応できることから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |

土木建築部 における随意契約の実績(令和2年度1/4半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|------------|--------------------------------------|-----------|------------|-----------------------|------------------------------|-------------------|---|--------|
| 32 | 南部土木事務所 | 報得川河川底張工設計業務委託(R2-1) | 令和2年6月15日 | 1,815,000 | (株)沖縄設計センター | 沖縄県那覇市首里末吉町3-57-6 | 第176条の2 第1項第2号 | 本業務は、報得川の河川底張工設計業務委託である。報得川の河床が先日(5/2、5/6)の大雨により大きく洗掘され、右岸側に施工済みの矢板式護岸の根入れ長が浅くなり、洗掘深さ1m~3m程度あり、危険な状況である。 また、本箇所は兼ねてより、次期工事の発注箇所として契約を予定しておりますが、現地の状況からも、早急に河川底張工の修正設計を行い、次期工事の発注に影響がでないように進めていきたいと考えている。 以上の事から、当初の実施設計(報得川調査測量設計業務委託(H31-1))を行っている本業者に実績があり、内容を把握し対応も早いことから随意契約を締結した。 | 特命随意契約 |
| 33 | 南部土木事務所 | 南風原知念線災害復旧調査測量設計業務委託(R2) | 令和2年6月17日 | 6,600,000 | (株)ホープ設計 | 沖縄県那覇市首里赤田町3-5 | 第176条の2 第1項第5号 | 災害査定が災害発生から2ヶ月以内に実施されることから、緊急性を要する。 地方自治法施行令第176条の2第1項第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないため、災害査定資料作成や当該路線の地滑りの実施設計に実績のある2業者と随意契約による見積合わせを行い低方と契約した。 | |
| 34 | 宮古土木事務所 | 宮古管内維持管理業務委託(R2) | 令和2年4月7日 | 97,900,000 | 宮古インフラメンテ共同企業体 | 沖縄県宮古島市平良字西里1298-2 | 第176条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、総合得点がこちらの求める水準をクリアしていたため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 35 | 宮古土木事務所 | 宮古管内道路ボランティア支援業務委託(R2) | 令和2年5月26日 | 11,517,000 | (公社)沖縄県緑化推進委員会 | 沖縄県南風原町字新川135番地 | 第176条の2 第1項第2号 | 本業務は、緑の美ら島づくりをめざし、県民と協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路や河川の美化活動を行っているボランティア団体の支援を行う業務である。 ボランティア支援組織のあり方や業務の内容に関しては、平成26年度、平成27年度に行った学識経験者を含む、『花と緑の管理組織構築・支援業務検討委員会』の検討を経ており、本業務は緑化ボランティアの拡充に必要な総合的な内容となっている。 本業務の遂行にあたっては、緑化事業の経験を有し、かつ継続的に緑化事業を実施している団体で、県・市町村・民間企業などの関係機関との連携を適正に実施できる者であることが必須であり、沖縄県内においては当該事業者のみであることから、契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 36 | 宮古土木事務所 | 宮古管内道路修景業務委託(R2) | 令和2年6月10日 | 4,081,000 | 社会福祉法人 みやこ福祉会 | 沖縄県宮古島市平良字下里3107-243 | 第176条の2 第1項第3号 | 本業務は、道路の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 37 | 宮古土木事務所 | 比嘉ロードパーク外4箇所維持管理業務委託(R2) | 令和2年6月10日 | 5,709,000 | 社会福祉法人 みやこ福祉会 | 沖縄県宮古島市平良字下里3107-243 | 第176条の2 第1項第3号 | 本業務は、比嘉ロードパーク等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。業務可能と思われる事業所へ照会したところ、本委託と同等な作業が行える障害福祉事業所は契約事業所のみであった。同事業所は、県及び市の公共施設の清掃、除草対策等を受託するなど豊富な実績があり、除草等の体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 38 | 宮古土木事務所 | 池間大橋橋詰広場外2箇所維持管理業務委託(R2) | 令和2年6月10日 | 1,925,000 | 特定非営利活動法人 マーズ | 沖縄県宮古島市平良字狩俣1155番地1 | 第176条の2 第1項第3号 | 本業務は、池間大橋橋詰広場等の清掃及び草花の植栽を行うもので、障害者の社会参加・雇用の促進に資するものである。業務対応の可否について宮古管内の事業所への確認を行ったところ、対応可能とした事業所は当事業所のみであった。同事業所は、県及び民間の類似業務の受注経験も豊富であり、除草等の体制が充実していることから今回業務も適正に執行することが可能であるため契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 39 | 宮古土木事務所 | 保良西里線外道路維持管理業務委託(R2) | 令和2年6月16日 | 9,020,000 | 公益社団法人 宮古島市シルバー人材センター | 沖縄県宮古島市平良字下里416-4 | 第176条の2 第1項第3号 | 本業務は、快適な道路環境を確保するための除草等を行うもので、高齢者の雇用安定及び促進等に資するものである。宮古島市シルバー人材センターは、高齢者の「生きがい」対象事業として平成4年に設置され、それ以降、県及び宮古島市の公共施設の清掃、除草作業を受託し、豊富な実績があり、除草等については体制が整備されているため、適正に業務を執行することが可能である。高齢者の社会とのつながりの確保、高齢者の雇用の安定及び促進、市民サービスの向上が図れるため、同センターを契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 40 | 下地島空港管理事務所 | 下地島空港港湾衛生調査業務委託(R2) | 令和2年6月8日 | 6,248,000 | 沖縄サニタリー(株) | 沖縄県那覇市西二丁目13番15号 | 第176条の2 第1項第2号 | 空港内におけるねずみ・蚊・蚊等の感染症媒介動物の捕獲・調査等を行う業務である。県内で唯一、公益社団法人ベストコントロール協会に優良事業所と認定され、那覇港・那覇空港区域衛生管理運営協議会の会員として検査空港内での業務を熟知していることから該社を選定した。 | 特命随意契約 |
| 41 | 技術・建設業課 | 電子入札コアシステム用JRE8サポート契約 | 令和2年4月1日 | 1,003,979 | (一財)日本建設情報総合センター | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | 第176条の2 第1項第2号 | JRE8有償サポートは米国オラクル社が(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)向けに延長したサポートである。 JACIC以外では契約が不可能であるため、随意契約を行った。 | 特命随意契約 |
| 42 | 技術・建設業課 | 建設行政情報システム機器賃借及び保守契約 | 令和2年4月1日 | 70,755,300 | 富士通リース(株) | 福岡県博多区東比恵三丁目1番2号 | 第176条の2 第1項第2号 | 建設行政情報システムは平成19年度に富士通(株)が開発したシステムであり、同システムの機器の選定や保守に当たってはシステム構成や仕様を熟知している必要があるため、本業務を確実に履行できる唯一の者として、契約相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 43 | 技術・建設業課 | 沖縄県建設産業ビジョン推進事業業務委託 | 令和2年6月25日 | 8,797,800 | 一般社団法人沖縄しまて協会 | 沖縄県浦添市勢理客4丁目18番1号 | 第176条の2 第1項第2号 | 企画競争型随意契約(プロポーザル)を用い、審査委員会で提案内容を審査の上決定した。 | 特命随意契約 |
| 44 | 技術・建設業課 | 建設情報管理システム電算処理業務委託 | 令和2年4月1日 | 1,792,042 | (一財)建設情報管理センター | 東京都中央区築地2-11-24 | 第176条の2 第1項第2号 | 委託先は旧建設省のO化構想に基づき、当該業務のため各県出資で設立した財団である。委託先、国、各県をLGWANで結び全許可業務で許可業務に用いる情報を共有するもので、当該サービスを提供する唯一の団体であるため。 | 特命随意契約 |
| 45 | 技術・建設業課 | 企業情報の利用に関する契約書 | 令和2年4月1日 | 1,980,000 | (一財)建設業技術者センター | 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア | 第176条の2 第1項第2号 | 建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者情報などの情報を提供するサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため。 | 特命随意契約 |
| 46 | 技術・建設業課 | 沖縄県建設業経営力強化支援事業業務委託 | 令和2年4月1日 | 10,589,000 | 一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会 | 沖縄県那覇市首里末吉町4-2-19 コーポ23 202号 | 第176条の2 第1項第2号 | 企画競争型随意契約(プロポーザル)を用い、審査委員会で提案内容を審査の上、総合得点が最も高得点であったため、選定した。 | 特命随意契約 |
| 47 | 技術・建設業課 | 令和2年度土木工事積算システム資料等単価データファイル作成業務(その1) | 令和2年5月26日 | 4,455,000 | (一財)経済調査会沖縄支部 | 沖縄県那覇市松山1丁目1番19号 | 第176条の2 第1項第2号 | 同業務に必要なデータの著作権を有している(一財)経済調査会沖縄支部と契約。 | 特命随意契約 |
| 48 | 技術・建設業課 | 令和2年度土木工事積算システム資料等単価データファイル作成業務(その2) | 令和2年5月26日 | 3,718,000 | (一財)建設物価調査会沖縄支部 | 沖縄県那覇市久茂地3丁目1-1 | 第176条の2 第1項第2号 | 同業務に必要なデータの著作権を有している(一財)建設物価調査会沖縄支部と契約。 | 特命随意契約 |
| 49 | 技術・建設業課 | 新土木工事積算システムメンテナンス委託業務 | 令和2年4月1日 | 27,280,000 | (一財)日本建設情報総合センター | 東京都港区赤坂5丁目2番20号 | 第176条の2 第1項第2号 | システムのメンテナンス等は、システムの開発者に運用・改良を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障が生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 50 | 技術・建設業課 | BV CADソフトサポート業務 | 令和2年4月1日 | 1,210,000 | (株)ビグバン | 東京都千代田区岩本町2丁目8番12号 | 第176条の2 第1項第2号 | ソフトのメンテナンス等は、ソフトの開発者にノー・ジョインアップ、バグ等の対応を履行させなければ、円滑な運用に著しい支障を生じ、障害発生時に責任の所在が不明確となるおそれがあるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

土木建築部 における随意契約の実績(令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------------|---|-----------|------------|---------------------|---------------------------------|------------------|--|--------|
| 51 | 技術・建設業課 | 令和2年度 沖縄県リサイクル資材評価認定制度運営業務委託 | 令和2年4月9日 | 15,620,000 | (公財)沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号 | 第167条の2第1項第2号 | リサイクル資材の認定に係る新規申請を受け、各種法令基準等に基づく書類審査、品質や安全性の確認試験、工場確認等を適正に行い評価委員会に諮る。また、品質管理確認のための工場立入検査は公平・公正に実施する必要がある。公平性や中立性が求められる公益性の高い業務で、同センターに代わる者はいないことから、随意契約を締結したものである。 | 特命随意契約 |
| 52 | 技術・建設業課 | コリンズ・テクニクス検索システム情報提供料 | 令和2年4月1日 | 2,173,810 | (一財)日本建設情報総合センター | 東京都港区赤坂5丁目2番20号アカサカセブンスアヴェニュービル | 第167条の2第1項第2号 | 工事実績及び測量調査設計業務実績情報システムを使用できるサービスであり、当該サービスを提供できる唯一の団体であるため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 53 | 道路街路課 | 令和2年(7)第144号 損害賠償請求事件の訴訟委託 | 令和2年4月8日 | 1,689,000 | 弁護士法人ひかり法律事務所 | 沖縄県那覇市前島2丁目9番13号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は損害賠償請求事件の訴訟代理人を委託するものである。県を当事者とする訴訟代理人は、当該訴訟地面について専門的な知識及び経験を有し、県政に対する理解と協力を得られることが必要である。当該弁護士は、県土木建築部関連訴訟に精通しており、県の顧問弁護士を務めていた経験もあることから、県政に対する理解と協力を得ることができるとし、訴訟等事務処理要領第4に基づき選任を行っている。 | 特命随意契約 |
| 54 | 道路管理課 | 道路交通情報に関する委託業務 | 令和2年4月1日 | 14,881,900 | 公益財団法人 日本道路交通情報センター | 東京都千代田区飯田橋1-5-10 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、県管理道路に関する情報の収集及び提供業務を公益財団法人 日本道路交通情報センターに委託するものである。日本道路交通情報センターは、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報の収集及び提供を目的に設立された法人であり、道路交通法第109条の2第2項に規定する交通情報の提供に係る業務を実施する機関として公安委員会に認定されている。道路交通法及び同施行規則で規定される「交通情報の提供に係る事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」に合致する団体は県内には同法人以外にはない等の理由により、日本道路交通情報センターとの随意契約となっている。 | 特命随意契約 |
| 55 | 空港課 | R2伊平屋空港気象観測調査業務委託 | 令和2年4月21日 | 13,310,000 | 一般財団法人 日本気象協会 | 東京都豊島区東池袋3-1-1 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、平成28年度から継続して行っている事業であり、初年度指名競争入札にて左の社が受注している。年度毎に受注者が異なった場合、その都度観測機器の設置・撤去が必要となることや年度毎の買契約となり割高となることから、初年度の仕様書に二年目以降の業務は随意契約を予定するとしているため。 | 特命随意契約 |
| 56 | 空港課 | 沖縄県管理空港におけるサーモグラフィによる発熱観察業務委託(宮古空港、新石垣空港) | 令和2年4月15日 | 11,011,000 | 八重山ビル管理株式会社 | 沖縄県石垣市真栄里383番地2 | 第167条の2第1項第5号 | 本業務は、コロナウイルス感染症の蔓延防止のために空港にサーモグラフィを設置し、発熱観察をおこなう委託業務であり、緊急を要するものと判断されたため随意契約とし、現在空港ターミナルの保安警備を実施し、空港の特殊性に精通している左の社を選定した。 | 特命随意契約 |
| 57 | 空港課 | 沖縄県管理空港におけるサーモグラフィによる発熱観察業務委託(久米島空港) | 令和2年5月12日 | 2,541,000 | 沖縄総合警備保障株式会社 | 沖縄県宜野湾市大山7丁目11番10号 | 第167条の2第1項第5号 | 本業務は、コロナウイルス感染症の蔓延防止のために空港にサーモグラフィを設置し、発熱観察をおこなう委託業務であり、緊急を要するものと判断されたため随意契約とし、現在空港ターミナルの保安警備を実施し、空港の特殊性に精通している左の社を選定した。 | 特命随意契約 |
| 58 | 港湾課 | 県有土地賃貸借契約 | 令和2年6月30日 | 1,574,824 | 有限会社 向陽技建 | 沖縄県中頭郡北中城村宇島袋602番地-1 | 第167条の2第1項第2号 | 沖縄県発注工事に係る土砂置き場として短期間の貸付申請に対して、沖縄県の財産の交換、出資、譲与及び無償貸付等に関する条例第5条第3号及び普通財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱基準第3条第6項における県の事務又は事業に直接関連のある事業を目的とした事務又は事業の用に供するときに該当するため選定した。 | |
| 59 | 河川課 | 令和2年度 公共土木施設情報管理業務委託(河川) | 令和2年4月16日 | 2,794,000 | 一般財団法人 沖縄県建設技術センター | 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番13号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、沖縄県における河川の整備状況及び現況を明らかにし、河川整備計画の策定及び河川管理に関する基礎資料を作成する業務である。当該業務は、河川公共施設台帳を一元的に管理している「公共施設情報管理システム」のデータ更新であり、同システムに関する著作権・所有権を有する同センターと契約を行った。 | 特命随意契約 |
| 60 | 都市計画・モノレール課 | 沖縄都市モノレール岐器修繕業務委託(R2-1) | 令和2年5月7日 | 99,033,000 | 沖縄都市モノレール株式会社 | 沖縄県那覇市宇安次嶺377-2 | 第167条の2第1項第2号 | 営業区間で行われる修繕工事のため、沖縄都市モノレール株式会社が受託して実施することを「沖縄都市モノレール関連施設の大規模修繕委託に関する覚書」で締結しているため。 | 特命随意契約 |
| 61 | 都市公園課 | 平和祈念公園休憩舎新築工事監理業務 | 令和2年5月14日 | 4,231,800 | (有)真玉橋設計事務所 | 沖縄県沖縄市美里6丁目4-16 | 第167条の2第1項第2号 | 県内の若手建築士の育成及び技術向上を図ることを目的としたコンペ競技「沖縄県アンダー40設計競技」で広く公募を行ったところ多数の応募があった。選考委員会において提案書の審査により作品を選抜した後、施設管理者等の意見を踏まえ左記業者の提案が平和を感じることができるこの地に相応しい平和な青春をつつま施設として本協議のコンセプトに合致し最も高評価で金賞受賞した者が設計を行った。施設の構造を熟知した者が引き続き監理業務を行うことが有利となり得ることから設計者を契約相手方としたため。 | 特命随意契約 |
| 62 | 都市公園課 | 令和2年度首里城公園利用運営等検討業務委託 | 令和2年6月19日 | 22,726,000 | (株)国建 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は公園計画のみならず琉球の歴史、文化に関する豊富な知識並びに専門的な技術が要求されることから仕様書を作成し公募型プロポーザル方式を採用した。評価価値基準評価点が高い上位3者を選定した。学識経験者からの意見聴取を踏まえ最も技術提案力、業務経験等が最も優れた左記業者を契約相手方としたため。 | 特命随意契約 |
| 63 | 都市公園課 | 令和2年度首里城仮施設設計詳細設計 | 令和2年5月11日 | 3,536,000 | (株)国建 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号 | 第167条の2第1項第5号 | 首里城の段階的公開に伴い、展示室や来訪者の休憩施設の建設が急務となる。本業務が関係各機関との調整事項が多いことから設計実績や豊富な人材が必要となる。そこで平成29年度から施設建築課で運用している建築関係コンサル対象の総合評価中、上位3社を選定し見積書を徴し、最も低廉な価格を提示した業者を契約相手方としたため。 | |
| 64 | 都市公園課 | 首里城火災に係る再発防止検討業務 | 令和2年5月29日 | 17,930,000 | 首里城火災に係る再発防止検討委員会 | 沖縄県那覇市首里当蔵町2-28-3 | 第167条の2第1項第2号 | 県は火災の再発防止策を踏まえた監理体制を構築する必要がある。法律、消防防災、建築防火、公園計画、文化財を専門とする第三者委員会を設置し、県から独立した立場で中立・公正かつ客観的な調査を行うため。 | 特命随意契約 |
| 65 | 都市公園課 | 中城公園自然共生エリア遊具広場トイレ新築工事設計業務 | 令和2年6月25日 | 3,562,660 | (株)渡久山設計 | 沖縄県浦添市牧港2-8-4 | 第167条の2第1項第2号 | 県内の若手建築士の育成及び技術向上を図ることを目的としたコンペ競技「沖縄県アンダー40設計競技」で広く公募を行ったところ多数の応募があった。選考委員会において提案書の審査により作品を選抜した後、施設管理者等の意見を踏まえ左記業者の提案が明るく風通しが良い清潔なトイレとして本協議のコンセプトに合致し最も高評価で金賞受賞した者を契約の相手方としたため。 | 特命随意契約 |
| 66 | 都市公園課 | 令和2年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援委託 | 令和2年6月16日 | 16,557,397 | 一般社団法人日本公園緑地協会 | 東京都千代田区岩本町三丁目9番13号 | 第167条の2第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査の上、総合得点が最も高得点であり、こちらの求める水準をクリアしていたため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |

土木建築部 における随意契約の実績(令和2年度1/四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|-------|----------------------------------|-----------|------------|--|--|-------------------|--|--------|
| 67 | 建築指導課 | 建築行政共用データベースシステム(総合管理センター環境)利用契約 | 令和2年4月1日 | 3,440,250 | 一般財団法人 建築行政情報センター | 東京都新宿区神楽坂1丁目15番地 | 第167条の2 第1項第2号 | 建築行政共用データベースシステムは国、特定行政庁および民間確認検査機関等の相互情報共有のため、開発・運営を(一財)建築行政情報センターがおこなっており、同社以外に契約できる機関はない。 | 特命随意契約 |
| 68 | 建築指導課 | 宅地建物取引業免許事務等電算処理業務委託 | 令和2年4月1日 | 1,669,000 | 一般財団法人 不動産適正取引推進機構 | 東京都虎ノ門三丁目8番21号 | 第167条の2 第1項第2号 | 宅建業の免許、宅地士の資格登録等の事務については、全都道府県及び国土交通省が契約の相手方である機構にその開発を依頼しており、当該システムを熟知した機構が運用管理も一元化して担うことが最適だと判断されるため。 | 特命随意契約 |
| 69 | 施設建築課 | 八重山職員住宅大規模改修工事にかかる補修工法再検討業務 | 令和2年5月29日 | 1,100,000 | 特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター | 沖縄県浦添市安波茶1-32-13 大平インタービル2階 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務については、左記契約の相手方(以下相手方)により「平成29年度八重山職員住宅(平得団地C棟)耐震診断フォローアップ調査」の調査業務を完了しており、調査結果から柱補強の改修工法案が提案された。しかし調査時に確認できなかった地中梁等が発見されたため、工法の再検討を行う必要が生じた。左記相手方に引き続き工法再検討業務を委託することにより、円滑な進捗が期待できるものと思慮されたため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 70 | 施設建築課 | 県営三重城市街住宅外壁等改修工事管理業務(第4期) | 令和2年6月24日 | 1,199,000 | 有限会社 仲本設計 | 沖縄県那覇市宇国場1161番地3 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務の対象となる工事は、左記市街地住宅の外壁クラック補修及び塗装等の改修である。当工事に係る施設調査や設計業務については、左記契約の相手方(以下相手方)により目視確認できる範囲で、平成28年11月30日に完了している。実際の数量等は工事で組んだ足場等を利用し、クラック等の状況を確認しながら進めるため、計画の変更が想定され、迅速な変更設計等が必要とされた。また、居住者が施設を利用しながらの工事実施でもあり、居住者との調整や設計段階では予期しえぬ事態に対して適切に迅速な対応も求められた。左記相手方は、設計業務の実施を通じ、施設や施設周辺の状況、居住者の状況及び管理者の要望等に精通していることから、左記相手方と監理契約を結ぶことにより、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮された。よって、左記相手方を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 71 | 住宅課 | 県営住宅及び集会所の火災保険料 | 令和2年4月1日 | 28,131,339 | 公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構 | 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号虎ノ門2丁目タワー21階 | 第167条の2 第1項第2号 | 地方自治法第263条の2で規定される、地方公共団体が火災等による財産の損害に対し相互救済事業を実施する際に議会の議決を経て委託することができる全国的な公益法人であるため。 | 特命随意契約 |
| 72 | 住宅課 | 令和2年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(本島地区) | 令和2年4月1日 | 36,881,574 | 沖縄県住宅供給公社・当山法律事務所共同体 ①沖縄県住宅供給公社 ②当山法律事務所 | ①沖縄県那覇市旭町114番地7 ②沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号松尾公園テニスビル4階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選考委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 73 | 住宅課 | 令和2年度沖縄県営住宅家賃等長期滞納整理業務(宮古・八重山地区) | 令和2年4月1日 | 5,974,896 | 県営住宅の未収金解消を目的とする事業 ①住宅情報センター(株) ②うむやす法律事務所 | ①沖縄県宮古島市平良字西里1107-7 ②沖縄県那覇市天久2-10-28 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ左の1者から応募があった。企画提案内容等を選考委員会において審査したところ、選定基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。 | 特命随意契約 |
| 74 | 住宅課 | 県営住宅使用料等集金代行業務 | 令和2年4月1日 | 1,358,000 | 株式会社 沖縄債権回収サービス | 沖縄県那覇市西1丁目19番7号 | 第167条の2 第1項第2号 | 法務大臣の許可を受け、効果的な債権回収を行う体制を有しており、系列グループ外の債権回収業務も受託可能な県内唯一の企業であるため。 | 特命随意契約 |
| 75 | 住宅課 | 県営住宅電算システム機器等賃借(PC4台及びプリンター類) | 令和2年4月1日 | 1,056,000 | ①富士通リース(株)九州支店 ②富士通(株)沖縄支店 | ①福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1番2号 ②沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号 | 第167条の2 第1項第2号 | 県営住宅電算システムは、富士通(株)が開発を行っており、システムと端末の相性による予期しない不具合の発生を防止し、システムの安定した稼働を担保するため、富士通(株)及び同社系列の富士通リース(株)と契約を結ぶことが適当と判断したため。 | 特命随意契約 |
| 76 | 住宅課 | 県営住宅電算システムの運用支援業務に係る委託料 | 令和2年4月1日 | 10,524,492 | 富士通(株)沖縄支店 | 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号 | 第167条の2 第1項第2号 | 県営住宅電算システムの安全かつ円滑な運用を期するため、開発先の富士通株式会社沖縄支店と推移契約することが適当であると判断したため。 | 特命随意契約 |
| 77 | 住宅課 | 令和2年度県営住宅建物明渡等強制執行業務委託 | 令和2年4月1日 | 3,760,815 | 沖縄県住宅供給公社 | 沖縄県那覇市旭町114番地7 | 第167条の2 第1項第2号 | 本業務を指定管理者以外のもに行わせることは、指定管理者以外の事業者が入居者情報や住戸の鍵を取り扱うことになり、個人情報や施設管理の面から支障を来す恐れがある。このため、本業務については、県営住宅指定管理者である沖縄県住宅供給公社との随意契約を結ぶことが適当であると判断したため。 | 特命随意契約 |
| 78 | 住宅課 | 令和2年度住まいの総合相談窓口整備業務 | 令和2年4月1日 | 8,605,300 | 沖縄県住宅供給公社 | 沖縄県旭町114番7 | 第167条の2 第1項第2号 | 当該業務は、住宅に係る各種制度の活用と多岐にわたる住宅関連の問題解決を図るため、住宅に係る情報提供及び相談業務を行うことを目的としている。住宅の建設や増改築に係る技術的な内容はもとより、建築物の建設等に係る苦情処理、法律、税金、不動産等に関することなど、業界に偏らない中立公平性が求められる。また、その内容が営利関係に及ぶことも予想され、相談・情報提供にあたっては公平性の確保が重要である。他県では、住宅供給公社への委託により業務を実施している事例が多く、また、県・市町村営住宅や公社賃貸住宅、その他公的賃貸住宅に係る入居相談等が多く占める状況にあるため、その知識の専門性が問われる。沖縄県住宅供給公社は、公平性の確保や知識の専門性の観点から、本契約の性質及び目的から履行できる唯一の公共団体である。 | 特命随意契約 |